

# 温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令第四条第五項及び第十三条第三項の規定に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める算定方法について（概要）

令和7年3月

環境省地球環境局地球温暖化対策課脱炭素ビジネス推進室  
経済産業省イノベーション・環境局GXグループ環境経済室

## 1. 制定の背景

- 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第26条第1項に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度は、温室効果ガスを一定量以上排出する事業者（以下「特定排出者」という。）に自らの事業活動により排出した温室効果ガス排出量の算定と国への報告を義務付けている制度である。令和5年9月から令和6年6月までに開催された「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度における算定方法検討会」において、他人から供給された電気又は熱の使用に伴う基礎排出量の算定について、非化石証書、グリーン電力・熱証書及び再エネ由来のJ-クレジットの取引を反映することが適当とされた。
- これを踏まえ、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令を一部改正する命令（令和7年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・防衛省令第1号。令和7年3月公布。）により、エネルギー起源二酸化炭素に係る報告について、特定排出者が取得等をした国内認証排出削減量等を勘案して、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量について行うものとすることから、その方法について定めるもの。

## 2. 告示案の概要

- 用語の定義は、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号。以下「報告命令」という。）の例によることとする。
- エネルギー起源二酸化炭素のうち、他人から供給された電気に係るものから非化石電源二酸化炭素削減相当量及び再エネ電気由来の国内認証排出削減量の無効化量を控除し、再エネ電気由来の国内認証排出削減量の移転量を加算することとする。
- エネルギー起源二酸化炭素のうち、他人から供給された熱に係るものから再エネ熱由来の国内認証排出削減量の無効化量を控除し、再エネ熱由来の国内認証排出削減量の移転量を加算することとする。
- 特定排出者のうち、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第5条第1項第3号から第5号までに掲げる荷主については、貨物の輸送を行わせる貨物輸送事業者が算定に使用した非化石電源二酸化炭素削減相当量及び再エネ電気由来の国内認証排出削減量を算定に用いることとする。
- 算定に当たっての留意事項を定める。

## 3. 根拠条項

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令による改正後の報告命令第4条第5項及び第13条第3項

## 4. 今後の予定

- 適用期日：令和7年4月1日

以上